

## 高所作業車取扱いについて

## 高所作業車の使用上の注意事項

高所作業車を運転するにあたっては、作業床の高さにより特別教育または技能講習が必要となっております。また、公道上で使用する際には他の建設機械同様、道路交通法により所轄警察署長への届出が必要です。提出する書類は、道路使用許可申請書・見取図・作成図などです。詳細につきましては工事を行うエリアの所轄警察署交通課へご相談下さい。

作業床の高さ	2m以上10m未満	10m以上
オペレータ資格の種類	特別教育	技能講習
ユーザーが有する点検義務	作業開始前点検	
国が定める点検義務	定期自主検査・特定自主検査	

## 作業点検では次の点を確認してください

作動確認は無負荷状態で下部操作を行ってください

- ①バケットや作業床が垂直保持しているか
- ②作業規制装置が正しく作動し、緊急停止およびストップレバーでアウトリガを除く全ての動作が停止するか
- ③手摺に亀裂がなく強固に固定されているか

## 作業中は次の点に注意してください

- ①安全带・ヘルメットを必ず着用して下さい
- ②地形・地盤の悪い場所での使用は避け、車両を水平にセットしてください（アウトリガがあるモデルは、周囲の状況に注意し、アウトリガを最大限にまで張り出す）
- ③悪天候時は使用しないで下さい（強風：10分間の平均風速が10m/s以上、大雨：継続降雨量が55mm以上、大雪：継続降雪量25mm以上）
- ④レバー操作や各動作は周囲の状況を確認し、ゆっくり行ってください
- ⑤バケット定格荷重を厳守してください
- ⑥車両アースは確実に取ってください

## 作業後は次の点を確認してください

- ①ブーム・ラダー・アウトリガを正しく格納してください
- ②トラックタイプマウントのものについては、アクセルをアイドル状態とし、地上高制限道路では通行に注意してください

## 高所作業車の特別教育・技能講習について

高所作業車の特別教育については、事業者が定められた教育規定に沿って行ってください。また、技能教育については、各都道府県の労働基準局またはその指定教育機関が行っています。実施日の詳細につきましては、お気軽に当社営業マンまたは労働基準局までお問い合わせ下さい。

## 風速の目安表

地上10m・風速(m/s)	名称	風力	状態
0~0.5	静穏	0	煙が真っ直ぐ上がる
0.6~1.7	至軽風	1	風向きが煙のなびき方で分かる
1.8~3.3	軽風	2	顔に風を感じ、木の葉が向く
3.4~5.2	軟風	3	葉っぱや小枝が絶え間なく動き、軽い旗が開く
5.3~7.4	和風	4	砂に埃が立ち、紙片が舞い上がる
7.5~9.8	疾風	5	葉の茂る低木が揺れ始め、池や沼の水面に波頭が立つ
9.9~12.4	雄風	6	大枝が動き、電線が鳴る。傘が差しにくくなる
12.5~15.2	強風	7	木の全体が揺れ、風上に向かっては歩きにくい
15.3~18.2	疾強風	8	小枝が折れる。風上に向かっては歩けない
18.3~21.5	大強風	9	瓦が取れるなど、人家にわずかな損傷が出る
21.6~25.1	全強風	10	木が根こそぎ抜け、人家に大損害が起こる
25.2~29.0	暴風	11	めったに起こらない。広範囲の破壊を伴う
29.1~	颶風	12	海面の気は泡としぶきに満たされ、海面は完全に白くなる。